

議案第5号

沼田市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

沼田市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。